

盛岡市
介護予防・日常生活支援総合事業

単位数サービスコード表

令和8年6月1日から適用

- 1 訪問型サービス(独自)サービスコード表
- 2 訪問型サービス(共生型:障害者居宅介護)サービスコード表
- 3 訪問型サービス(共生型:重度訪問)サービスコード表
- 4 訪問型サービス(共生型:介護福祉士等)サービスコード表
- 5 通所型サービス(独自)サービスコード表
- 6 通所型サービス(共生型:児童発達・放課後等デイサービス)サービスコード表
- 7 通所型サービス(共生型:生活介護)サービスコード表
- 8 通所型サービス(共生型:自立訓練)サービスコード表
- 9 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

(介護予防訪問介護従前相当サービス.平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業所)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成	算定			
種類	項目				単位数	単位			
A2	1111	訪問型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176 単位	1,176	1月につき		
	2111	訪問型サービス11日割		日割の場合	39 単位	39	1日につき		
	1211	訪問型サービス12		(2)1週に2回程度の場合		2,349 単位	2,349	1月につき	
	2211	訪問型サービス12日割			日割の場合	77 単位	77	1日につき	
	1321	訪問型サービス13		(1)1週に2回を超える程度の場合 ※要支援2		3,727 単位	3,727	1月につき	
	2321	訪問型サービス13日割			日割の場合	123 単位	123	1日につき	
	2411	訪問型サービス21	ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287	1回につき		
	2511	訪問型サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179			
	2621	訪問型サービス23			(二)所要時間45分以上の場合	220			
	1411	訪問型短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163			
	C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11		高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	△12	1月につき
	C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11日割	日割の場合			1 単位減算	△1	1日につき	
	C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12	(1)1週に2回程度の場合			23 単位減算	△23	1月につき	
	C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12日割	日割の場合		1 単位減算	△1	1日につき		
	C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13	(1)1週に2回を超える程度の場合			37 単位減算	△37	1月につき	
	C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	1 単位減算	△1	1日につき	
	C216	訪問型高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月あたりの回数を定める場合		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3 単位減算	△3	1回につき
	C217	訪問型高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	△2	
	C218	訪問型高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	△2	
	C219	訪問型高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合		2 単位減算	△2		
	D211	訪問型業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	△12	1月につき	
	D220	訪問型業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1 単位減算	△1	1日につき	
	D212	訪問型業務継続計画未策定減算12			(1)1週に2回程度の場合	23 単位減算	△23	1月につき	
	D213	訪問型業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合	1 単位減算	△1	1日につき		
D214	訪問型業務継続計画未策定減算13	(1)1週に2回を超える程度の場合			37 単位減算	△37	1月につき		
D215	訪問型業務継続計画未策定減算13日割			日割の場合	1 単位減算	△1	1日につき		
D216	訪問型業務継続計画未策定減算21	ロ 1月あたりの回数を定める場合		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3 単位減算	△3	1回につき	
D217	訪問型業務継続計画未策定減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	△2		
D218	訪問型業務継続計画未策定減算23				(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	△2		
D219	訪問型業務継続計画未策定減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合		2 単位減算	△2			
6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき		
6003	訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算				
6002	訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算				
8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算		1月につき		
8001	訪問型サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算		1日につき		
8002	訪問型サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算		1回につき		
8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1月につき		
8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算		1日につき		
8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算		1回につき		
8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき		
8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき		
8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算		1回につき		
4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算			200 単位加算	200	1月につき		
4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100 単位加算	100			
4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200			
6102	訪問型口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算	50	1回につき		
6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 270/1000 加算			1月につき		
6183	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 287/1000 加算					
6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 249/1000 加算					
6184	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 266/1000 加算					
6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算					
6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算					

2 訪問型サービス(共生型:障害者居宅介護)サービスコード表

(共生型:指定居宅介護事業者の従業者(障害者居宅介護従業者基礎研修修了者)から共生型介護予防訪問介護相当サービスを受けた場合)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成	算定			
種類	項目				単位数	単位			
A2	1121	訪問型サービス11/2	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	823 単位	823	1月につき		
	2121	訪問型サービス11日割/2		日割の場合	27 単位	27	1日につき		
	1221	訪問型サービス12/2		(2)1週に2回程度の場合		1,644	1,644	1月につき	
	2221	訪問型サービス12日割/2			日割の場合	54 単位	54	1日につき	
	1331	訪問型サービス13/2		(1)1週に2回を超える程度の場合 ※要支援2		2,609	2,609	1月につき	
	2331	訪問型サービス13日割/2			日割の場合	86 単位	86	1日につき	
	2421	訪問型サービス21/2	ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		201	1回につき		
	2521	訪問型サービス22/2		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		125		
	2631	訪問型サービス23/2			(二)所要時間45分以上の場合		154		
	1421	訪問型短時間サービス/2		(3)短時間の身体介護が中心である場合		114			
	C221	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11		高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	8 単位減算	△8	1月につき
	C230	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11日割	日割の場合			1 単位減算	△1	1日につき	
	C222	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12	(1)1週に2回程度の場合			16 単位減算	△16	1月につき	
	C223	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12日割	日割の場合			1 単位減算	△1	1日につき	
	C224	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13	(1)1週に2回を超える程度の場合			8 単位減算	△8	1月につき	
	C225	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	1 単位減算	△1	1日につき	
	C226	訪問型高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月あたりの回数を定める場合		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		2 単位減算	△2	1回につき
	C227	訪問型高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		1 単位減算	△1
	C228	訪問型高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合		2 単位減算	△2
	C229	訪問型高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合		1 単位減算	△1	
	D221	訪問型業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	8 単位減算	△8	1月につき	
	D230	訪問型業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1 単位減算	△1	1日につき	
	D222	訪問型業務継続計画未策定減算12			(1)1週に2回程度の場合	16 単位減算	△16	1月につき	
	D223	訪問型業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1 単位減算	△1	1日につき	
	D224	訪問型業務継続計画未策定減算13		(1)1週に2回を超える程度の場合		8 単位減算	△8	1月につき	
	D225	訪問型業務継続計画未策定減算13日割			日割の場合	1 単位減算	△1	1日につき	
D226	訪問型業務継続計画未策定減算21	ロ 1月あたりの回数を定める場合		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		2 単位減算	△2	1回につき	
D227	訪問型業務継続計画未策定減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		1 単位減算	△1	
D228	訪問型業務継続計画未策定減算23				(二)所要時間45分以上の場合		2 単位減算	△2	
D229	訪問型業務継続計画未策定減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合		1 単位減算	△1		
6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき		
6003	訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算				
6002	訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算				
8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算		1月につき		
8001	訪問型サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算		1日につき		
8002	訪問型サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算		1回につき		
8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1月につき		
8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算		1日につき		
8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算		1回につき		
8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき		
8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき		
8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算		1回につき		
4011	訪問型サービス初回加算/2	ハ 初回加算			200 単位加算	200	1月につき		
4013	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100 単位加算	100			
4012	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200			
6102	訪問型口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算	50	1回につき		
6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 270/1000 加算			1月につき		
6183	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 287/1000 加算					
6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 249/1000 加算					
6184	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 266/1000 加算					
6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算					
6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算					

3 訪問型サービス(共生型:重度訪問)サービスコード表

(共生型:指定居宅介護事業者の従業者(重度訪問介護従業者養成研修了者)から共生型介護予防訪問介護相当サービスを受けた場合)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目								
A2	1131	訪問型サービス11/3	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,094 単位	1,094	1月につき		
	2131	訪問型サービス11日割/3		日割の場合	36 単位	36	1日につき		
	1231	訪問型サービス12/3		(2)1週に2回程度の場合		2,185 単位	2,185	1月につき	
	2231	訪問型サービス12日割/3			日割の場合	72 単位	72	1日につき	
	1341	訪問型サービス13/3		(1)1週に2回を超える程度の場合 ※要支援2		3,466 単位	3,466	1月につき	
	2341	訪問型サービス13日割/3			日割の場合	114 単位	114	1日につき	
	2431	訪問型サービス21/3	ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		267	1回につき		
	2531	訪問型サービス22/3		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	166			
	2641	訪問型サービス23/3			(二)所要時間45分以上の場合	205			
	1431	訪問型短時間サービス/3		(3)短時間の身体介護が中心である場合		152			
	C231	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	11 単位減算	△11	1月につき	
	C240	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11日割			1 単位減算	△1	1日につき		
	C232	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12			(1)1週に2回程度の場合	22 単位減算	△22	1月につき	
	C233	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12日割		1 単位減算	△1	1日につき			
	C234	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13		(1)1週に2回を超える程度の場合	35 単位減算	△35	1月につき		
	C235	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13日割			1 単位減算	△1	1日につき		
	C236	訪問型高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3 単位減算	△3	1回につき
	C237	訪問型高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	△2	
	C238	訪問型高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	△2	
	C239	訪問型高齢者虐待防止未実施減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	△2				
	D231	訪問型業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	11 単位減算	△11	1月につき	
	D240	訪問型業務継続計画未策定減算11日割			1 単位減算	△1	1日につき		
	D232	訪問型業務継続計画未策定減算12			(1)1週に2回程度の場合	22 単位減算	△22	1月につき	
	D233	訪問型業務継続計画未策定減算12日割		1 単位減算	△1	1日につき			
D234	訪問型業務継続計画未策定減算13	(1)1週に2回を超える程度の場合		35 単位減算	△35	1月につき			
D235	訪問型業務継続計画未策定減算13日割			1 単位減算	△1	1日につき			
D236	訪問型業務継続計画未策定減算21	ロ 1月あたりの回数を定める場合		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3 単位減算	△3	1回につき	
D237	訪問型業務継続計画未策定減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	△2		
D238	訪問型業務継続計画未策定減算23				(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	△2		
D239	訪問型業務継続計画未策定減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	△2					
6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき		
6003	訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算				
6002	訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算				
8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算		1月につき		
8001	訪問型サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算		1日につき		
8002	訪問型サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算		1回につき		
8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1月につき		
8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算		1日につき		
8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算		1回につき		
8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき		
8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき		
8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算		1回につき		
4021	訪問型サービス初回加算/3	ハ 初回加算			200 単位加算	200	1月につき		
4023	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/3	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100 単位加算	100			
4022	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/3		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200			
6102	訪問型口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算	50	1回につき		
6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の 270/1000 加算		1月につき		
6183	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の 287/1000 加算				
6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の 249/1000 加算				
6184	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の 266/1000 加算				
6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 207/1000 加算				
6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 170/1000 加算				

4 訪問型サービス(共生型:介護福祉士等)サービスコード表

(共生型:指定居宅介護事業所で介護福祉士等による共生型介護予防訪問介護相当サービスを受けた場合)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成	算定			
種類	項目			単位数	単位			
A2	1141	訪問型サービス11/4	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき		
	2141	訪問型サービス11日割/4		1,176 単位	日割の場合	39	1日につき	
	1241	訪問型サービス12/4		(2)1週に2回程度の場合	2,349 単位	2,349	1月につき	
	2241	訪問型サービス12日割/4			77 単位	77	1日につき	
	1351	訪問型サービス13/4	(1)1週に2回を超える程度の場合 ※要支援2	3,727 単位	3,727	1月につき		
	2351	訪問型サービス13日割/4		123 単位	123	1日につき		
	2441	訪問型サービス21/4		ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287	1回につき	
	2541	訪問型サービス22/4	(2)生活援助が中心である場合		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179		
	2651	訪問型サービス23/4	(二)所要時間45分以上の場合		220			
	1441	訪問型短時間サービス/4	(3)短時間の身体介護が中心である場合		163			
	C241	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	△12	1月につき
	C250	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11日割			1 単位減算	△1	1日につき	
	C242	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12			(1)1週に2回程度の場合	23 単位減算	△23	1月につき
	C243	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12日割			1 単位減算	△1	1日につき	
	C244	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13		(1)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	△37	1月につき	
	C245	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13日割		1 単位減算	△1	1日につき		
	C246	訪問型高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	△3	1回につき
	C247	訪問型高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	△2
	C248	訪問型高齢者虐待防止未実施減算23			(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	△2	
	C249	訪問型高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	△2		
	D241	訪問型業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	△12	1月につき
	D250	訪問型業務継続計画未策定減算11日割			1 単位減算	△1	1日につき	
	D242	訪問型業務継続計画未策定減算12			(1)1週に2回程度の場合	23 単位減算	△23	1月につき
	D243	訪問型業務継続計画未策定減算12日割			1 単位減算	△1	1日につき	
D244	訪問型業務継続計画未策定減算13	(1)1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算	△37	1月につき		
D245	訪問型業務継続計画未策定減算13日割	1 単位減算		△1	1日につき			
D246	訪問型業務継続計画未策定減算21	ロ 1月あたりの回数を定める場合		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	△3	1回につき	
D247	訪問型業務継続計画未策定減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	△2	
D248	訪問型業務継続計画未策定減算23			(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	△2		
D249	訪問型業務継続計画未策定減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	△2				
6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき		
6003	訪問型サービス同一建物減算2			所定単位数の 15% 減算				
6002	訪問型サービス同一建物減算3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算			
8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき		
8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算		1日につき			
8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算		1回につき			
8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき		
8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算		1日につき			
8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算		1回につき			
8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき		
8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき			
8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算		1回につき			
4031	訪問型サービス初回加算/4	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき		
4033	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/4	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100			
4032	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/4		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200			
6102	訪問型口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	1回につき		
6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 270/1000 加算		1月につき		
6183	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 287/1000 加算				
6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 249/1000 加算				
6184	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 266/1000 加算				
6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算				
6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算				

5 通所型サービス(独自)サービスコード表

(介護予防通所介護従前相当サービス:平成27年4月1日以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業所)

サービスコード	サービス内容省略		算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	1111	通所型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回超	1,798	1,798	
	1112	通所型サービス11日割		1,798 単位	日割の場合	59 単位	59	
	1121	通所型サービス12		要支援2	※1月の中で全部で8回超		3,621	3,621
	1122	通所型サービス12日割			日割の場合	119 単位	119	
	1113	通所型サービス21回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436	436	
	1123	通所型サービス22回数		要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447 単位	447	
	C211	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	△18	1月につき
	C212	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算11日割				日割の場合	1 単位減算	△1
	C213	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算12			要支援2	36 単位減算	△36	1月につき
	C214	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算12日割				日割の場合	1 単位減算	△1
	C215	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	△4	1回につき
	C216	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算22			要支援2	4 単位減算	△4	
	D211	通所型業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	△18	1月につき
	D212	通所型業務継続計画未策定減算11日割				日割の場合	1 単位減算	△1
	D213	通所型業務継続計画未策定減算12			要支援2	36 単位減算	△36	1月につき
	D214	通所型業務継続計画未策定減算12日割				日割の場合	1 単位減算	△1
	D215	通所型業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	△4	1回につき
	D216	通所型業務継続計画未策定減算22			要支援2	4 単位減算	△4	
	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき
	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき
8112	通所型サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算		1回につき	
6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	△376	1月につき	
6106	通所型サービス同一建物減算2			要支援2	752 単位減算	△752		
6207	通所型サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94 単位減算	△94	1回につき	
5612	通所型送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算	△47	片道につき	
5010	通所型生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算	100	1月につき	
6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240		
6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50 単位加算	50		
5003	通所型サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200 単位加算	200		
5004	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150 単位加算	150		
5011	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160 単位加算	160		
6310	通所型一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480 単位加算	480		
6011	通所型サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88		
6012	通所型サービス提供体制加算Ⅰ2			要支援2	176 単位加算	176		
6107	通所型サービス提供体制加算Ⅱ1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72		
6108	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2			要支援2	144 単位加算	144		
6103	通所型サービス提供体制加算Ⅲ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24		
6104	通所型サービス提供体制加算Ⅲ2			要支援2	48 単位加算	48		
4001	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100 単位加算	100		
4002	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200		
6200	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20 単位加算	20		
6201	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5 単位加算	5	1回につき	
6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40 単位加算	40	1月につき	
6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ11	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の 111/1000 加算					
6183	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ12			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の 120/1000 加算				
6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ11			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の 109/1000 加算				
6184	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ12			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の 118/1000 加算				
6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 99/1000 加算				
6380	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 83/1000 加算				
6185	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ12			利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の 117/1000 加算			
6186	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ22				(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の 127/1000 加算			
6187	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ12				(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の 115/1000 加算			
6188	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ22				(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の 125/1000 加算			
6189	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2				(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 105/1000 加算			
6190	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2				(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 89/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容省略		算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	8001	通所型サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	
	8002	通所型サービス11日割・定超			59 単位		41	
	8011	通所型サービス12・定超		3,621 単位	2,535			
	8012	通所型サービス12日割・定超	119 単位	83				
	8003	通所型サービス21回数・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		436 単位	305
	8013	通所型サービス22回数・定超		要支援2	※1月の中で全部で8回まで		447 単位	313

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容省略		算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型サービス11・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,259	
	9002	通所型サービス11日割・欠			59 単位		41	
	9011	通所型サービス12・欠		3,621 単位	2,535			
	9012	通所型サービス12日割・欠	119 単位	83				
	9003	通所型サービス21回数・欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		436 単位	305
	9013	通所型サービス22回数・欠		要支援2	※1月の中で全部で8回まで		447 単位	313

6 通所型サービス(共生型:児童発達・放課後等 デイサービス)サービスコード表

(指定児童発達支援事業者又は指定放課後等デイサービス事業者から共生型介護予防通所介護相当サービスを受けた場合)

サービスコード	サービス内容省略		算定項目				合成 単位数	算定 単位数			
種類	項目										
A6	1211	通所型サービス/21	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回超	1,618 単位	1,618	1月につき			
	1212	通所型サービス/21日割		1,618 単位	日割の場合	53 単位	53	1日につき			
	1221	通所型サービス/22		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で8回超	3,259 単位	3,259	1月につき		
	1222	通所型サービス/22日割			3,259 単位	日割の場合	107 単位	107	1日につき		
	1213	通所型サービス/21回数	事業対象者・要支援1		※1月の中で全部で4回まで	392 単位	392	1回につき			
	1223	通所型サービス/22回数	事業対象者・要支援1		※1月の中で全部で8回まで	402 単位	402	1回につき			
	C221	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算11/2	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		16 単位減算	△16	1月につき		
	C222	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算11日割/2			日割の場合	1 単位減算	△1	1日につき			
	C223	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算12/2			事業対象者・要支援1		33 単位減算	△33	1月につき		
	C224	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算12日割/2			日割の場合	1 単位減算	△1	1日につき			
	C225	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算21/2		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4 単位減算	△4	1回につき		
	C226	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算22/2			事業対象者・要支援1		4 単位減算	△4	1回につき		
	D221	通所型業務継続計画未策定減算11/2			業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		16 単位減算	△16	1月につき
	D222	通所型業務継続計画未策定減算11日割/2					日割の場合	1 単位減算	△1	1日につき	
	D223	通所型業務継続計画未策定減算12/2	事業対象者・要支援1				33 単位減算	△33	1月につき		
	D224	通所型業務継続計画未策定減算12日割/2	日割の場合	1 単位減算			△1	1日につき			
	D225	通所型業務継続計画未策定減算21/2	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1			4 単位減算	△4	1回につき		
	D226	通所型業務継続計画未策定減算22/2		事業対象者・要支援1			4 単位減算	△4	1回につき		
	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算			1月につき	
	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5% 加算			1日につき	
	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算			1回につき			
	6125	通所型サービス同一建物減算/21	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		376 単位減算	△376	1月につき		
	6126	通所型サービス同一建物減算/22			事業対象者・要支援1		752 単位減算	△752	1月につき		
	6227	通所型サービス同一建物減算/23			事業対象者・要支援1		94 単位減算	△94	1回につき		
5612	通所型送迎減算	事業所が送迎を行わない場合				47 単位減算	△47	片道につき			
5020	通所型生活上グループ活動加算/2	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算		100	1月につき				
6129	通所型サービス若年性認知症受入加算/2	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算		240	1月につき				
6120	通所型サービス栄養アセスメント加算/2	ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算		50	1月につき				
5013	通所型サービス栄養改善加算/2	ヘ 栄養改善加算		200 単位加算		200	1月につき				
5014	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ/2	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150 単位加算	150	1月につき				
5021	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ/2		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160 単位加算	160	1月につき				
6310	通所型一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算		480	1月につき				
6021	通所型サービス提供体制加算Ⅰ/21	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1		88 単位加算	88	1月につき			
6022	通所型サービス提供体制加算Ⅰ/22			事業対象者・要支援1		176 単位加算	176	1月につき			
6127	通所型サービス提供体制加算Ⅱ/21			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1		72 単位加算	72	1月につき		
6128	通所型サービス提供体制加算Ⅱ/22				事業対象者・要支援1		144 単位加算	144	1月につき		
6123	通所型サービス提供体制加算Ⅲ/21				(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1		24 単位加算	24	1月につき	
6124	通所型サービス提供体制加算Ⅲ/22					事業対象者・要支援1		48 単位加算	48	1月につき	
4011	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2					ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100 単位加算	100	1月につき
4012	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2							(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200
6210	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ/2	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)			20 単位加算	20	1回につき			
6211	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ/2				(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5 単位加算	5	1回につき		
6321	通所型サービス科学的介護推進体制加算/2	ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算		40	1月につき				
6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ11	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の111/1000加算								
6183	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ12			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の120/1000加算							
6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ11			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の109/1000加算							
6184	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ12			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の118/1000加算							
6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の99/1000加算							
6380	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の83/1000加算							
6185	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ12			利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の117/1000加算						
6186	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ22					(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の127/1000加算					
6187	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ12					(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の115/1000加算					
6188	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ22					(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の125/1000加算					
6189	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2					(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の105/1000加算					
6190	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2					(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の89/1000加算					

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容省略		算定項目				合成 単位数	算定 単位数	
種類	項目								
A6	8004	通所型サービス/21・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,618 単位	定員超過の場合	1,133	1月につき	
	8005	通所型サービス/21日割・定超			53 単位		37	1日につき	
	8014	通所型サービス/22・定超			3,259 単位		× 70%	2,281	1月につき
	8015	通所型サービス/22日割・定超						107 単位	75
	8006	通所型サービス/21回数・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		392 単位	274	1回につき
	8016	通所型サービス/22回数・定超			※1月の中で全部で8回まで		402 単位	281	1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容省略		算定項目				合成 単位数	算定 単位数	
種類	項目								
A6	9004	通所型サービス/21・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,618 単位	看護・介護職員が欠員の場合	1,133	1月につき	
	9005	通所型サービス/21日割・欠			53 単位		37	1日につき	
	9014	通所型サービス/22・欠			3,259 単位		× 70%	2,281	1月につき
	9015	通所型サービス/22日割・欠						107 単位	75
	9006	通所型サービス/21回数・欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		392 単位	274	1回につき
	9016	通所型サービス/22回数・欠			※1月の中で全部で8回まで		402 単位	281	1回につき

7 通所型サービス(生活介護)サービスコード表

(指定生活介護事業者から共生型介護予防通所介護相当サービスを受けた場合)

サービスコード	サービス内容省略		算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A6	1311	通所型サービス/31	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回超	1,672 単位	1,672		
	1312	通所型サービス/31日割		1,672 単位	日割の場合	55 単位	55		
	1321	通所型サービス/32		要支援2	※1月の中で全部で8回超		3,368 単位	3,368	
	1322	通所型サービス/32日割			日割の場合	111 単位	111		
	1313	通所型サービス/31回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	405 単位	405		
	1323	通所型サービス/32回数		要支援2	※1月の中で全部で8回まで	416 単位	416		
	C231	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算11/3		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		17 単位減算	△17	
	C232	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算11日割/3			日割の場合	1 単位減算	△1		
	C233	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算12/3	要支援2			34 単位減算	△34		
	C234	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算12日割/3	日割の場合		1 単位減算	△1			
	C235	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算21/3	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4 単位減算	△4		
	C236	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算22/3		要支援2		4 単位減算	△4		
	D231	通所型業務継続計画未策定減算11/3	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		17 単位減算	△17	
	D232	通所型業務継続計画未策定減算11日割/3			日割の場合	1 単位減算	△1		
	D233	通所型業務継続計画未策定減算12/3		要支援2		34 単位減算	△34		
	D234	通所型業務継続計画未策定減算12日割/3			日割の場合	1 単位減算	△1		
	D235	通所型業務継続計画未策定減算21/3		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4 単位減算	△4	
	D236	通所型業務継続計画未策定減算22/3			要支援2		4 単位減算	△4	
	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算			1月につき	
	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算			1日につき	
	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算			1回につき	
	6135	通所型サービス同一建物減算/31	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		376 単位減算	△376	
	6136	通所型サービス同一建物減算/32			要支援2		752 単位減算	△752	
	6237	通所型サービス同一建物減算/33		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94 単位減算	△94		
5612	通所型送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算	△47	片道につき		
5030	通所型生活上グループ活動加算/3	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算	100	1月につき		
6139	通所型サービス若年性認知症受入加算/3	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240			
6130	通所型サービス栄養アセスメント加算/3	ホ 栄養アセスメント加算			50 単位加算	50			
5023	通所型サービス栄養改善加算/3	ヘ 栄養改善加算			200 単位加算	200			
5024	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ/3	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150 単位加算	150			
5031	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ/3		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160 単位加算	160			
6310	通所型一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480 単位加算	480			
6031	通所型サービス提供体制加算Ⅰ/31	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1		88 単位加算	88		
6032	通所型サービス提供体制加算Ⅰ/32			要支援2		176 単位加算	176		
6137	通所型サービス提供体制加算Ⅱ/31		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1		72 単位加算	72		
6138	通所型サービス提供体制加算Ⅱ/32			要支援2		144 単位加算	144		
6133	通所型サービス提供体制加算Ⅲ/31		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1		24 単位加算	24		
6134	通所型サービス提供体制加算Ⅲ/32			要支援2		48 単位加算	48		
4021	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/3	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100 単位加算	100			
4022	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/3			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200		
6220	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ/3	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20 単位加算	20			
6221	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ/3			(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5 単位加算	5		
6331	通所型サービス科学的介護推進体制加算/3	ヲ 科学的介護推進体制加算			40 単位加算	40	1月につき		
6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ11	利用定員が19人以上の場合	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の111/1000加算					
6183	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ12			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の120/1000加算					
6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ11			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の109/1000加算					
6184	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ12			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の118/1000加算					
6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の99/1000加算					
6380	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の83/1000加算					
6185	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ12			利用定員が19人未満の場合	利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の117/1000加算			
6186	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ22					(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の127/1000加算			
6187	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ12					(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の115/1000加算			
6188	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ22					(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の125/1000加算			
6189	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2					(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の105/1000加算			
6190	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2					(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の89/1000加算			

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容省略		算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	8007	通所型サービス/31・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,672 単位	定員超過の場合	1,170	
	8008	通所型サービス/31日割・定超			55 単位		39	
	8017	通所型サービス/32・定超		要支援2	3,368 単位		× 70%	2,358
	8018	通所型サービス/32日割・定超			111 単位		78	
	8009	通所型サービス/31回数・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		405 単位	284
	8019	通所型サービス/32回数・定超			要支援2		※1月の中で全部で8回まで	416 単位

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容省略		算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	9007	通所型サービス/31・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,672 単位	看護・介護職員が欠員の場合	1,170	
	9008	通所型サービス/31日割・欠			55 単位		39	
	9017	通所型サービス/32・欠		要支援2	3,368 単位		× 70%	2,358
	9018	通所型サービス/32日割・欠			111 単位		78	
	9009	通所型サービス/31回数・欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		405 単位	284
	9019	通所型サービス/32回数・欠			要支援2		※1月の中で全部で8回まで	416 単位

8 通所型サービス(自立訓練)サービスコード表

(指定生活介護事業者から共生型介護予防通所介護相当サービスを受けた場合)

サービスコード	種類	項目	サービス内容省略	算定項目		合成 単位数	算定 単位
A6	1411	通所型サービス/41	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回超	1,708	1,708
	1412	通所型サービス/41日割		1,708 単位	日割の場合	56	56
	1421	通所型サービス/42		要支援2	※1月の中で全部で8回超	3,440	3,440
	1422	通所型サービス/42日割		3,440 単位	日割の場合	113	113
	1413	通所型サービス/41回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	414	414
	1423	通所型サービス/42回数		要支援2	※1月の中で全部で8回まで	425	425
	C241	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算11/4	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	17 単位減算	△17
	C242	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算11日割/4			日割の場合	1 単位減算	△1
	C243	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算12/4		要支援2		34 単位減算	△34
	C244	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算12日割/4			日割の場合	1 単位減算	△1
	C245	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算21/4		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	△4
	C246	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算22/4		要支援2		4 単位減算	△4
	D241	通所型業務継続計画未策定減算11/4	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	17 単位減算	△17
	D242	通所型業務継続計画未策定減算11日割/4			日割の場合	1 単位減算	△1
	D243	通所型業務継続計画未策定減算12/4		要支援2		34 単位減算	△34
	D244	通所型業務継続計画未策定減算12日割/4			日割の場合	1 単位減算	△1
	D245	通所型業務継続計画未策定減算21/4		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	△4
	D246	通所型業務継続計画未策定減算22/4		要支援2		4 単位減算	△4
	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき
	6145	通所型サービス同一建物減算/41	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	△376
	6146	通所型サービス同一建物減算/42			要支援2	752 単位減算	△752
	6247	通所型サービス同一建物減算/43		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94 単位減算	△94
	5612	通所型送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	△47	片道につき
	5040	通所型生活上グループ活動加算/4	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	1月につき
	6149	通所型サービス若年性認知症受入加算/4	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	
	6140	通所型サービス栄養アセスメント加算/4	ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50	
	5033	通所型サービス栄養改善加算/4	ヘ 栄養改善加算		200 単位加算	200	
	5034	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ/4	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算	150	
	5041	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ/4		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算	160	
	6310	通所型一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480	
	6041	通所型サービス提供体制加算Ⅰ/41	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88
	6042	通所型サービス提供体制加算Ⅰ/42		要支援2	176 単位加算	176	
	6147	通所型サービス提供体制加算Ⅱ/41		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72
	6148	通所型サービス提供体制加算Ⅱ/42		要支援2	144 単位加算	144	
	6143	通所型サービス提供体制加算Ⅲ/41		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24
	6144	通所型サービス提供体制加算Ⅲ/42		要支援2	48 単位加算	48	
	4031	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/4	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100	
	4032	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/4		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200	
	6230	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ/4	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20	
	6231	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ/4		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5	1回につき
	6341	通所型サービス科学的介護推進体制加算/4	ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	1月につき
	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ11	ワ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の111/1000加算		
	6103	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ12			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の120/1000加算		
	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ11			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の109/1000加算		
	6184	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ12			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の118/1000加算		
	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の99/1000加算		
	6380	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の83/1000加算		
	6185	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ12		利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の117/1000加算		
	6186	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ22			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の127/1000加算		
	6187	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ12			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の115/1000加算		
	6188	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ22			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の125/1000加算		
	6189	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の105/1000加算		
	6190	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の89/1000加算		

定員超過の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容省略	算定項目		合成 単位数	算定 単位
A6	8021	通所型サービス/41・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,708 単位	1,198	1月につき
	8022	通所型サービス/41日割・定超		56 単位	定員超過の場合	39	1日につき
	8031	通所型サービス/42・定超		要支援2	× 70%	2,408	1月につき
	8032	通所型サービス/42日割・定超		3,440 単位		79	1日につき
	8023	通所型サービス/41回数・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	414 単位	290
	8033	通所型サービス/42回数・定超		要支援2	※1月の中で全部で8回まで	425 単位	298

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容省略	算定項目		合成 単位数	算定 単位
A6	9021	通所型サービス/41・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,708 単位	1,198	1月につき
	9022	通所型サービス/41日割・欠		56 単位	看護・介護職員が欠員の場合	39	1日につき
	9031	通所型サービス/42・欠		要支援2	× 70%	2,408	1月につき
	9032	通所型サービス/42日割・欠		3,440 単位		79	1日につき
	9023	通所型サービス/41回数・欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	414 単位	290
	9033	通所型サービス/42回数・欠		要支援2	※1月の中で全部で8回まで	425 単位	298

9 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位			
種類	項目							
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費(ケアマネジメントA)		442	1月につき		
	2112	介護予防ケアマネジメントA(虐待減算)	要支援1・2・要介護1・2・3・4・5	高齢者虐待防止措置未実施減算 4 単位減算			438	
	2113	介護予防ケアマネジメントA(虐待・未策定減算)		業務継続計画未策定減算	4 単位減算		434	
	2114	介護予防ケアマネジメントA(未策定減算)		442 単位	業務継続計画未策定減算		4 単位減算	438
	2211	介護予防ケアマネジメントA		イ 介護予防ケアマネジメント費(ケアマネジメントA)			442	
	2212	介護予防ケアマネジメントA(虐待減算)	事業対象者	高齢者虐待防止措置未実施減算 4 単位減算			438	
	2213	介護予防ケアマネジメントA(虐待・未策定減算)		業務継続計画未策定減算	4 単位減算		434	
	2214	介護予防ケアマネジメントA(未策定減算)		442 単位	業務継続計画未策定減算		4 単位減算	438
	2511	介護予防ケアマネジメントC		イ 介護予防ケアマネジメント費(ケアマネジメントC)			442	
	2512	介護予防ケアマネジメントC(虐待減算)	要支援1・2	高齢者虐待防止措置未実施減算 4 単位減算			438	
	2513	介護予防ケアマネジメントC(虐待・未策定減算)		業務継続計画未策定減算	4 単位減算		434	
	2514	介護予防ケアマネジメントC(未策定減算)		442 単位	業務継続計画未策定減算		4 単位減算	438
	2611	介護予防ケアマネジメントC		イ 介護予防ケアマネジメント費(ケアマネジメントC)			442	
	2612	介護予防ケアマネジメントC(虐待減算)	事業対象者	高齢者虐待防止措置未実施減算 4 単位減算			438	
	2613	介護予防ケアマネジメントC(虐待・未策定減算)		業務継続計画未策定減算	4 単位減算		434	
	2614	介護予防ケアマネジメントC(未策定減算)		442 単位	業務継続計画未策定減算		4 単位減算	438
	4001	介護予防ケアマネジメント初回加算		ロ 初回加算			300 単位加算	300
	6132	介護予防ケアマネジメント委託連携加算	ハ 委託連携加算		300 単位加算		300	
	6207	介護予防ケアマネジメント介護職員処遇改善加算1	ニ 介護職員等処遇改善加算	※イからハまでの所定単位数の1000分の21に相当する単位数を算出し、ありうる単位数の組合せを記載。4つの中からいずれかを選択。	9 単位加算		9	
	6208	介護予防ケアマネジメント介護職員処遇改善加算2			15 単位加算		15	
6209	介護予防ケアマネジメント介護職員処遇改善加算3	16 単位加算			16			
6210	介護予防ケアマネジメント介護職員処遇改善加算4	22 単位加算			22			